

DCとは Defined Contribution の略 = 確定拠出年金のことです。 平成19年11月29日 NO49

**2008年度の税制改正に向けた、「確定拠出年金関係税制改正要望」について、厚生労働省案をご案内致します。**

**厚生労働省の確定拠出年金・改正要望案の背景と内容**

厚生労働省は、企業年金研究会(厚生労働省年金局長配下で企業年金制度の施行状況を検証)で論議された意見を参考に、2008年度の「確定拠出年金関係税制改正要望案」を発表しました。

企業型確定拠出年金(以下「企業型」)の拠出限度額は、公的年金と企業年金とを併せて、退職前所得の6割を確保する水準を助案し設定されています。ところが、現状の企業型(他の企業年金なし)の平均掛金額は12,833円と、拠出限度額46,000円から大きく乖離しています(厚生労働省発表 平成17年度)。

また、拠出限度額まで掛金を拠出している比率は、「他の企業年金なし」で4.9%、「他の企業年金あり」でも3.8%と、極めて低い水準にとどまっています(厚生労働省発表 平成19年3月現在)。

この原因として、実際の掛金拠出では給与比例方式による掛金設定が9割を超え、その多くで年功序列的部分を重視した賃金カーブを採用していることが考えられます。この結果、若い世代を中心に掛金の設定が拠出限度額よりも低い水準となっています。

これらのことから、従業員の老後の所得確保に係る自助努力を支援する方策として、個人拠出(マッチング拠出)の必要性が強く打ち出されました。

今回発表された要望案は、以下の3つのポイントに集約されています。

**1. 企業型における個人拠出の容認**

現在、企業型においては、個人拠出が認められていませんが、現行の拠出限度額(他の企業年金がない場合:46,000円、他の企業年金がある場合:23,000円)の枠内、かつ、事業主掛金を超えない範囲で、個人拠出を認め、これを所得控除の対象とする要望案が出されています(図表ご参照)。

参考までに日本の確定拠出年金のモデルになった米国の401(k)プランでは、個人拠出が任意で認められており、限度額は年間15,500ドル(月間約1,291ドル)となっています(2007年現在)。

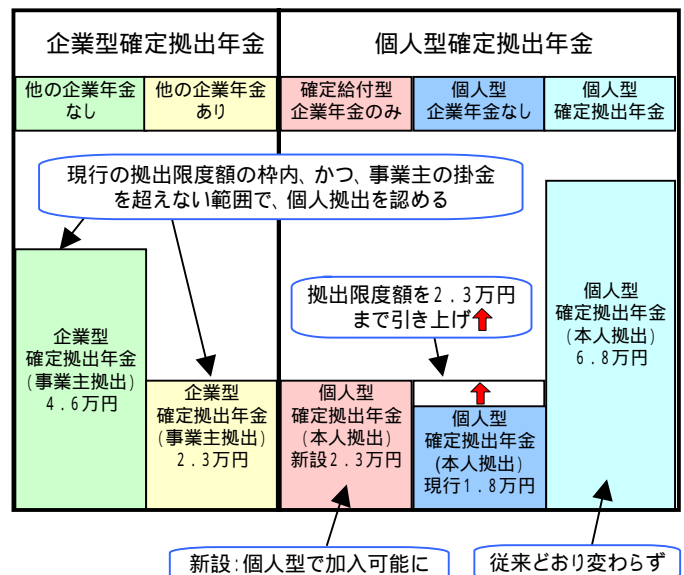
**2. 個人型確定拠出年金(以下「個人型」)の加入対象者の見直し(枠の新設)**

確定給付型の企業年金がある場合で、企業型を実施していない企業の従業員については、従来、個人型の加入を認めていません。要望案ではこれを認め、「他の企業年金あり」の企業型同様に、限度額を23,000円とすることを提案しています(図表ご参照)。

**3. 個人型の拠出限度額の引き上げ**

個人型(他の企業年金がないサラリーマン)の拠出限度額を引き上げる要望案も出されており、現行の18,000円から「他の企業年金あり」の企業型の限度額と同じ23,000円に引き上げようとする案です(図表ご参照)。

確定拠出年金の限度額改正と新規枠拡大案



その他に、確定拠出年金等の積立金に対する特別法人税(2007年度末まで凍結)を撤廃する要望も行う予定です。

尚、以前から改正要望案として提出されていた下記の案件も、一括審議の予定となっています。

- ・企業型の資格喪失年齢(加入可能年齢)の引き上げ(平成21年4月施行予定)
  - ・確定拠出年金に係る中途脱退(中途退職時の脱退一時金の請求)要件の緩和(平成21年4月施行予定)
  - ・確定拠出年金に係る運用商品の除外に係る手続きの緩和(平成20年4月施行予定)
- (詳細については、DCニュース5月号をご参照)

以上、改正要望案についてご案内してきましたが、今後も税制改正の成り行きについて、引き続きご紹介させていただきます。

制度への加入に関する最終決定はお客様ご自身の判断と責任でなされるようお願いいたします。本資料は、岡三証券が信頼できると判断した情報源からの情報に基づいて作成したものです。その情報の正確性、完全性を保証するものではありません。また、本資料に記された意見や予測等は、資料作成時点での岡三証券の判断であり、今後予告なしに変更されることがあります。